

市民交流施設の利用人数の上限の 確認フローチャート

西東京市では、「『新しい生活様式』における西東京市公共施設（貸館等）利用基準」を令和2年10月16日から一部見直しを行うことに伴い、市民交流施設においては、以下のフローチャートにより利用人数の上限を確認のうえ、ご利用いただきます。

ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課（TEL：042-420-2817）

施設で定める感染症対策を行うことができる

いいえ



利用できません

はい ↓

日常会話を超える発声を伴う活動を行わない

いいえ



はい ↓

飲食を伴う等、マスクを外して行う活動がない

いいえ



はい ↓

対面を避けること及び間隔を保つことを確実に実行できる(利用前後も含む)

いいえ



はい ↓

定員の100%以内で利用

※施設の特性により、元の定員より削減している場合があります。

定員の50%
以内で利用

※施設の特性により、元の定員より削減している場合があります。

各項目の説明

施設で定める感染症対策を行うことができる

これまでに施設利用の際に行っていたいただいたチェックリスト記載の事項を、今後も引き続き行っていただく必要があります。

日常会話を超える発声を伴う活動を行わない

隣席との日常会話程度は、マスク着用前提で可とします。日常会話を超える発声を伴う活動（歌唱、歓声、声援等）が行われる場合は、利用人数を制限します。

飲食を伴う等、マスクを外して行う活動がない

飛沫感染リスクが高まることから、飲食を伴う利用や、口を使って奏でる楽器の演奏等、長時間マスクを外すことが想定される場合は、利用人数を制限します。

対面を避けること及び間隔を保つことを確実に実行できる (利用前後も含む)

飛沫感染のリスクが高まることから、対面での活動が行われる場合は、利用人数を制限します。

また、利用施設内に加え、施設の入退場時等においても、十分な人と人との間隔（1m）を確保する必要がありますが、これに課題がある場合は、利用人数を制限します。